資料2

2018年3月19日 食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2)報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について	
・アセフェート(暫定基準の見直し)	1
・シアゾファミド(適用拡大申請・インポートトレランス申請)	8
・ピフルブミド(適用拡大申請)	14
・フルバリネート(暫定基準の見直し・適用拡大申請・	
インポートトレランス申請)	• • • • 18
・メタミドホス(暫定基準の見直し)	• • • • 24
・センデュラマイシン(暫定基準の見直し)	• • • • 32
・カナマイシン(暫定基準の見直し)	• • • • 36
・ジシクラニル(暫定基準の見直し)	• • • • 39
・メチルプレドニゾロン(暫定基準の見直し)	• • • • 42
・フルジオキソニル(暫定基準の見直し)	• • • • 46
②食品添加物の使用基準の改正について	
・フルジオキソニル	• • • • 54
③清涼飲料水の規格基準の改正について	• • • • 57

食品中の農薬等の残留基準の設定について

〇報告事項の概要

〇和古事項の作	以 女			
名称 (用途)	経緯	我が国の 登録等の 状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
アセフェート (農薬/殺虫剤)	暫定基準 見直し	農薬: とうもろ こし、 豆等	ADI:0.0024 mg/kg 体重/日 ARfD:0.1 mg/kg 体重	○長期暴露評価(EDI/ADI) 国民全体(1歳以上) 46.4% 幼小児(1~6歳) 78.9% 妊婦 35.4% 高齢者(65歳以上) 55.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
シアゾファミド(農薬/殺菌剤)	適用請い 申イトストリン申請	農薬:ぶ どう、小 麦等	ADI:0.17 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	〇長期暴露評価(EDI/ADI) 国民全体(1 歳以上) 17.7% 幼小児(1~6 歳) 28.4% 妊婦 17.4% 高齢者(65 歳以上) 21.0%
ピフルブミド (農薬/殺ダニ 剤)	適用拡大申請	農薬:小 豆類、ピ ーマン等	ADI:0.0073mg/kg 体重/日 ARfD:0.09mg/kg 体重	○長期暴露評価(EDI/ADI) 国民全体(1歳以上) 10.3% 幼小児(1~6歳) 28.7% 妊婦 11.3% 高齢者(65歳以上) 12.4% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
フルバリネート (農薬/殺虫剤, 殺ダニ剤)	適用 申請 ・ポート トス申請	農薬:ば れいなし 等	ADI: 0.005 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.06 mg/kg 体重	○長期暴露評価(EDI/ADI) 国民全体(1歳以上) 41.5% 幼小児(1~6歳) 59.8% 妊婦 32.7% 高齢者(65歳以上) 43.3% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
メタミドホス (農薬/殺虫剤)	暫定基準 見直し	農薬:登 録されて いない。	ADI:0.00056 mg/kg 体重/ 日 ARfD:0.003 mg/kg 体重	〇長期暴露評価(EDI/ADI)国民全体(1歳以上)29.4%幼小児(1~6歳)47.1%妊婦21.5%高齢者(65歳以上)36.2%〇短期暴露評価ARfD を超えていない。
センデュラマイ シン (動物用医薬品 及び飼料添加物 /抗生物質、抗コ クシジウム剤)	暫定基準 見直し	動物 器認い おいい 銀料 はいい はい	ADI: 0.003 mg/kg 体重/日	〇長期暴露評価(TMDI/ADI) 国民全体(1 歳以上) 5.5% 幼小児(1~6 歳) 13.1% 妊婦 5.5% 高齢者(65 歳以上) 4.1%

カナマイシン		動物用医	ADI: 0.008 mg/kg 体重/日	〇長期暴露評価(EDI/ADI)	
(動物用医薬品/	暫定基準	薬品:		国民全体(1 歳以上) 9.9%)
抗生物質)	見直し	牛、豚、		幼小児(1~6 歳) 26.39	%
		鶏		妊婦 12.99	%
				高齢者(65 歳以上) 7.7%)
ジシクラニル		動物用医	ADI: 0.0071 mg/kg 体重/	〇長期暴露評価(TMDI /ADI)	1
(動物用医薬品/	暫定基準	薬品:承	日	国民全体(1 歳以上) 0.02%	%
昆虫成長抑制剤)	見直し	認されて		幼小児(1~6 歳) 0.029	%
		いない。		妊婦 0.029	%
				高齢者(65 歳以上) 0.029	%
メチルプレドニ		動物用医	ADI: 0.0003 mg/kg 体重/	〇長期暴露評価(TMDI /ADI)	1
ゾロン	暫定基準	薬品:	日	国民全体(1 歳以上) 0.03%	%
(動物用医薬品/	見直し	承認され		幼小児(1~6 歳) 0.02%	%
合成副腎皮質ホ		ていない		妊婦 0.03%	%
ルモン)				高齢者(65 歳以上) 0.03%	%

食品添加物の使用基準の改正について

〇報告事項の概要

名称 (用途)	経緯	我が国の 使用基準	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
フルジオキソニ ル (防かび剤)	使用 ひイルいい (等)	キウィ 一、かん きつ類等	ADI:0.33 mg/kg 体重/日	○摂取量の対 ADI 比国民平均 7.4%幼小児(1~6歳) 16.7%妊婦 6.5%高齢者(65歳以上) 7.8%

- ※ADI(一日摂取許容量)とは、人が一生涯にわたって毎日その量を摂り続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量のこと。体重 1 kg 当たりの mg 数で表される。
- ※ARfD (急性参照用量) とは、人がある物質を短時間 (24 時間以内) に摂取しても、健康への悪影響がないと推定される摂取量のこと。体重 1 kg 当たりの mg 数で表される。
- ※TMDI (理論最大一日摂取量)とは、基準値案の濃度まで農薬等が食品に含まれていると仮定して、各食品の平均摂取量を用いて推定した食品から一日当たりに摂取する農薬等の量。残留基準値のレベルまで農薬が残留している食品は、ほとんど存在しないことから過大な推定となるが簡便に暴露評価が可能であるため、スクリーニング法として用いている。
- ※EDI(推定一日摂取量)とは、TMDIより実態に則した精密な推定方法で、実際の農畜水産物への残留を調べた試験(残留試験)成績に基づき、農薬等が平均的な濃度で食品に含まれていると仮定して、各食品の平均摂取量を用いて推定した食品から一日当たりに摂取する農薬等の量。

アセフェート (Acephate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	$CH_3O \setminus \begin{matrix} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \end{matrix} P-NH-COCH_3$ $CH_3S \land \begin{matrix} \\ \\ \\ \end{matrix} $
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼの阻害により、殺虫作用を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	未成熟とうもろこし/アブラムシ類 等
我が国の登録状況	農薬:未成熟とうもろこし、だいず等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR による毒性評価が行われ、2005 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はアーティチョーク、小豆類等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小豆類、芽キャベツ等に、カナダにおいて小豆類、芽キャベツ等に、EU において大豆に、豪州においてバナナ、キャベツ等に、ニュージーランドにおいてアボカド、キャベツ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI:0.0024 mg/kg 体重/day ② 年間 慢性毒性/発がん性併合試験(雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は赤血球及び脳 ChE 活性阻害等) 無毒性量 0.24 mg/kg 体重/day 安全係数 100 発がん性試験において、ラットの雌雄で鼻腔の腫瘍発生が認められ、マウス雌で肝腫瘍の発生頻度の増加が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 ARfD:0.1 mg/kg 体重 ② 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:アセフェートとする。 ただし、アセフェートの使用によって残留するメタミドホスについては、メタミドホスに係る規格基準を適用することとする。

	①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり	0					
		EDI/ADI (%)					
	国民全体(1 歳以上)	46. 4					
	幼小児 (1~6歳)	78. 9					
	妊婦	35. 4					
	高齢者(65 歳以上)	55. 4					
	EDI:推定一日摂取量(Estima	ated Daily Intake)					
	暴露評価は、アセフェートの	残留濃度+メタミドホスの残留濃度×					
見電証/正	(アセフェートの ADI 値/メタミ	ドホスの ADI 値)で補正した作物残					
暴露評価 	留試験成績の濃度より算出した。	留試験成績の濃度より算出した。					
	②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民全体(1歳以上)及び幼小児(1~6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参照						
	用量(ARfD)を超えていない ^{注)} 。						
		, +メタミドホスの残留濃度×(アセフ					
	ェートの ARfD 値/メタミド	ホスの ARfD 値)で補正した基準値案、					
	作物残留試験における最高	残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を					
	用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平						
	年度の厚生労働科学研究の	結果に基づき ESTI を算出した。					
意見聴取の状況	平成 30 年 2 月 27 日に在京大使: 今後、パブリックコメント及び						
	別紙2のとおり。						

				*	⇒考基準値	
	基準値	基準値	登録	国際	→ 万基単恒 外国	
食品名	至中恒 案	現行	有無	基準	基準値	作物残留試験成績等
	ppm	ppm	,,,,,,,	ppm	ppm	ppm
*(玄米をいう。)				1		% 1
とうもろこし	0.3	0.5	\circ			0.02~0.108(\$)(#)(n=4)
						(未成熟とうもろこし)
	0.0	0.5	·····	0.3		
小豆類	0.3	0.5 3.0	0	0.3		0.1~0.5(\$)(n=4)(いんげんまめ)
7. 立規 そら豆	1	2.0				0.1 0.0(ψ/(II 1/(V / υ / γ / υ ω/ γ /
らっかせい		0.2				
その他の豆類		1				
ばれいしょ	0.5	1.0	·····			<0.01,0.2
やまいも(長いもをいう。)	0.5	1.0 0.5	0			<0.04,0.18
	0.5	0.5				(0.04,0.10
てんさい	0.1	0.1	0			<0.005~0.02(\$)(n=4)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	1.0	0			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05	10	\circ			<0.01,<0.01
かぶ類の根	0.5	1.0	\circ			<0.01,0.12(\$)
かぶ類の葉	0.5	10	\circ			<0.01,0.12(\$)
西洋わさび		5.0				
クレソン		5.0	~			(0.01 0.07(4))
はくさい	0.2	5.0	0	2		<0.01~0.05(\$)(n=4)
キャベツ 芽キャベツ	0.2	5.0 5.0	0	2		0.03,0.05 ※ 2
ケール		5.0				
こまつな	1	5.0	0			<0.01~0.46(\$)(n=4)
きょうな	1	5.0	Ö			(チンゲンサイ参照)
チンゲンサイ	1	5.0	Ŏ			<0.01~0.54(\$)(n=4)
カリフラワー	2	5.0	\circ			0.008~0.724(\$)(n=4)
ブロッコリー	0.05	5.0	\circ			<0.01,<0.01
その他のあぶらな科野菜	1	5.0	\circ			(チンゲンサイ参照)
ごぼう	0.1	0.1	0		:	<0.01~0.02(\$)(n=4)
アーティチョーク	0.3	0.3	Ü	0.3		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
チコリ		6				
エンダイブ		6				
しゅんぎく		6				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	5.0	0			0.01~0.18(n=4)(サラダ菜), 0.02~0.76(\$)(n=4)(リーフレタス)
その他のきく科野菜	0.05	0.2	0	0.2		(0.01,<0.01(もりあざみ)※2
				0.2		
たまねぎ	0.3	0.5	0			0.03~0.167(\$)(n=8)
ねぎ(リーキを含む。) にんにく	0.0	0.1				0.04, 0.05
にんにく	0.2	2.0 0.5	0			0.04,0.05
わけぎ		0.3				
その他のゆり科野菜		0.5				
パセリ セロリ		0.5				
マロリ みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
		0.0		 	<u> </u>	
トマト	0.03	5.0	0	1		<0.005~<0.01(n=4) % 2
ピーマン	0.05	5.0	0			<0.01,0.01(#)
なす その他のなす科野菜	0.05	5.0 5.0	0			<0.01,0.01
・CV/吧V//より作到米		5.0		 		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	5.0	0			<0.005~0.021(\$)(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		1				
しろうり		1				
すいか		0.5				
メロン類果実 まくわうり		1				
あ ハルイノソ	Í	1		i l	:	I

				参	⇒考基準値	
食品名	基準値	基準値	登録	国際	外国	作物残留試験成績等
	案 ppm	現行 ppm	有無	基準 ppm	基準値 ppm	ppm
その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう	0.7	6	0			0.12,0.28(\$)
たけのこ		3.0				0.00 4.04(4)(4)
オクラ しょうが	0.05	5.0 0.1	0	0.2		0.26~1.64(\$)(n=4) <0.01、<0.01(葉しょうが)※2
未成熟えんどう	0.00	0.1				, .,
未成熟いんげん えだまめ	5 0.5	3.0 0.5	0	5		0.02~0.143(\$)(#)(n=4)
マッシュルーム	0.0	0.0			<u>.</u>	0.02 0.110(ψ/(π/(11 1)
しいたけ		1				
その他のきのこ類		1				
その他の野菜	0.05	3.0	0	5		<0.01,<0.01(#)(れんこん)※2
みかん		5.0				
なつみかんの果実全体		5.0				
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		5.0 5.0				
グレープフルーツ		5.0				
ライム その他のかんきつ類果実		5.0 5.0				
	0.5			0.5		
クランベリー	0.5	0.5		0.5		
ぶどう かき	0.3	5.0 2.0	○ ※ 3			0.03~0.122(\$)(n=4)
バナナ	0.0	2.0				ν.νν ν.122(ψ/(II 1/
		1				(a a a a (A) (
その他の果実	0.05	1.0	0	0.2		<0.01~0.02(\$)(n=5)(いちじく) ※2
 綿実		2.0				
その他のオイルシード		2.0		0.2		※ 1
その他のナッツ類		0.1				
 茶	0.2	10	O			<0.05,<0.05(荒茶)
サンショウの果実		1				
その他のスパイス	0.7	1	0	0.2		0.14,0.22(\$)(サンショウの果実)
その他のハーブ		5				
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05	·····	
豚の筋肉 フの他の味は味の袋は見せても 性の袋中	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		100
牛の脂肪 豚の脂肪	0.05 0.05	0.1 0.1				推:0.022 【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.1				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05 0.05	$0.05 \\ 0.05$		0.05 0.05		
牛の腎臓	0.05			0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05 0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
		3.00			-	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無	国際 基準 ppm	1	準値 外国 基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
乳		0.02		0.02			% 1
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01			
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1 0.1			
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01			
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01			
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01			
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01			
とうがらし(乾燥させたもの) 乾燥させたその他のスパイス(サンショウの果 実を除く。)	50	0.2		50			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値(暫定基準)については、網をつけて示した。

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートトレランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案につい ては、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留濃度であることを示している。 ※1米(玄米)、その他のオイルシード及び乳について、国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値(STMR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会が設定したADIを超えることから、基準値を設定せず、一律基準とする。

※2キャベツ、その他のきく科野菜、トマト、しょうが、その他の野菜及びその他の果実について、国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値(STMR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会が設定したADIを超えることから、国内の作 物残留試験成績より基準値を設定する。

※3ぶどうについて登録内容の変更申請予定

答申(案) (別紙2)

アセフェート

A D 4	残留基準値	
食品名		
とうもろこし	ppm 0.3	
大豆 小豆類 ^{注1)}	0.3 1	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆
ばれいしょ	0.5	バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレン
やまいも(長いもをいう。)	0.5	
てんさい	0.1	注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋かさび、クレソン、は
かぶ類の根	0.03	さい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、き
かぶ類の葉	0.5	ふ類の根、かふ類の葉、四拝わさい、クレソン、はさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、き。うな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及ひハーブ以外のものをいう。
はくさい	0.2	2 C D SCALLAND
キャベツ こまつな	0.2	住3/「てり1世りさく作到余]とは、さく作到余り)
きょうな		ち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコ リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
チンゲンサイ	1	り、エンタイプ、しゅんさく、レタス及いハーノ以外 のものをいう。
カリフラワー	2	
ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.05	注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、て
	0.1	んさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、り り科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、I
ごぼう アーティチョーク	0.3	うれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えん
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	-1	どう、 未成熟いんげん、 えだまめ、 きのこ類、 スパィ
その他のきく科野菜 ^{注3)}	0.05	ス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ		注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ类
にんにく	0.2	果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、び
トマト		わ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、 ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パ
ピーマン なす	0.05	パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マン
<u>なり</u> きゅうり(ガーキンを含む。)		ゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイン 以外のものをいう。
ほうれんそう	0.7	
オクラ	3	注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西泊わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆず
しょうが	0.05	わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプ カートさが、レエンの甲虫、オレスジの甲虫、オギ
未成熟いんげん	9	の果皮及びごまの種子以外のものをいう。 の果皮及びごまの種子以外のものをいう。
えだまめ	0.5	
その他の野菜 ^{注4)}		注7)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸 棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のも
クランベリー かき	0.5 0.3	倭哺孔類に属する動物の25、午及い豚以外の2 のをいう。
<u>そ</u> の他の果実 ^{注5)}	0.05	
茶	0.2	
その他のスパイス ^{注6)}	0.7	
牛の筋肉	0.05	
豚の筋肉	0.05 0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注7)} の筋肉		

A D 2	残留基準値
食品名	
	ppm
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注8)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注9)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
とうがらし(乾燥させたもの)	50

注8)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注9)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シアゾファミド (Cyazofamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	H_3C N CN $SO_2N(CH_3)_2$
用途	農薬/殺菌剤
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体Ⅲの Qi サイトを阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	ぶどう/べと病 等
我が国の登録状況	農薬:米、小麦等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2015 年にシアゾファミドについての ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。また、代謝物 B【4-クロロ-5- p-トリルイミダゾール-2-カルボニトリル】についてARfD が設定されている。国際基準はレタス、ホップ等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてたまねぎ、にんじん等に、カナダにおいてぶどう、トマト等に、EU においてぶどう、ホップ等に、豪州においてブロッコリーに基準値が設定されている。
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	ADI:0.17 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(雄ラット・混餌。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は肝及び腎比重量増加等)無毒性量 17.1 mg/kg 体重/day安全係数 100 ARfD:設定の必要なしシアゾファミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は、認められなかったため、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:シアゾファミドとする。

	長期暴露評価						
	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。						
		TMDI/ADI (%)					
	国民全体(1 歳以上)	17. 7					
暴露評価	幼小児(1~6歳)	28. 4					
	妊婦	17. 4					
	高齢者(65歳以上)	21.0					
	TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake						
	平成 30 年 2 月 27 日に在京大使館	館への説明を実施					
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施する予定						
	(WTO 通報は対象外)						
答申案	別紙2のとおり。						

				参考基準値		生店	1	
	基準値	基準値	登録	国際	》 与 基	学旭 外国		
食品名	案	現行	有無	基準		基準値	作物残留試験成績等	
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	0				<0.01,<0.01	
小麦	0.05	0.05	0				<0.01,<0.01	
大豆	0.3	0.3	0				0.04,0.06(\$)	
小豆類	0.1	0.1	0				0.02,0.02	
ばれいしょ	0.05	0.05	0	0.01			<0.01,<0.01	
こんにやくいも	0.3	0.3	0	0.01			<0.01,0.09(\$)	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.3	0				0.04,0.09(はつかだいこん)	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	25	0	10			3.9,17.6(\$)(はつかだいこん)	
かぶ類の根	0.3	0.3	0				0.06,0.08	
かぶ類の葉 クレソン	20 10	20	0	15 10			9.72,14.6	
はくさい	15	2	0	15				
キャベツ	2	0.7	0	1.5				
芽キャベツ	2			1.5				
ケール	15	15	0	15				
こまつな	15	15	00	15				
きょうな チンゲンサイ	15 15	10 3	00	15 15				
カリフラワー	2		申	1.5				
ブロッコリー	2	1	0	1.5				
その他のあぶらな科野菜	20	20	0	15			5.1,12.5(\$)(はたけな)	
チコリ	10			10				
エンダイブ	10			10				
しゅんぎく	10			10				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	0	10				
その他のきく科野菜	10			10				
たまねぎ	2	0.05	○•IT		2.0	米国	【0.0351~1.15(n=15)(米国)】	
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	0		0.0	W I코	0.36,0.88	
にんにく わけぎ	2 5	5	IT O		2.0	米国	(たまねぎ参照) 0.75,1.64(\$)	
その他のゆり科野菜	3	3	0 (0.88,1.28(葉たまねぎ)	
にんじん	0.09	0.09			0.09	米国	【<0.01~0.045(n=18)(米国)】	
みつば	10	10	0		0.03	八日	2.04,3.46(\$)	
トント	o.	<u> </u>		0.2			0.72,1.00(ミニトマト)	
ピーマン	1	1	00	$0.2 \\ 0.4$			0.72,1.00(ミニトマト) 0.22,0.33(\$)	
なす	0.5	0.5	0	0.2			0.10,0.11	
その他のなす科野菜	10	2	0	10				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	0	0.09			0.08,0.23(\$)	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7	Ö	0.09			(きゅうり参照)	
しろうり	0.1	0.1		0.09			/0.01./0.C:	
すいか メロン類果実	0.05 0.05	0.05 0.05	0 C				<0.01,<0.01 <0.01,<0.01	
まくわうり	0.03	0.03					\0.01,\0.01	
その他のうり科野菜	10	0.1	0	10				
ほうれんそう	25	25	0	10			7.17,16.2(\$)	
しょうが	3	3	0				0.99,1.38(葉しょうが)	
未成熟いんげん	0.4			0.4				
えだまめ	5	5	0				0.40,2.34(\$)	
その他の野菜	10	10	0	10				
みかん	0.7	0.7	0				0.05,0.25(\$)	
なつみかんの果実全体	2	2	0 (0.47,0.54(#)	
レモン	5	5	0				0.33,2.03(\$)	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	0				(レモン参照)	

食品名	基準値	基準値	登録	国際	8考基	外国	作物残留試驗成績等
220 1	案 ppm	現行 ppm	有無	基準 ppm	٦	基準値 ppm	ppm
グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	5 5 5	5 5 5	0 0 0				(レモン参照) (レモン参照) (レモン参照)
日本なし	0.5		申				0.14,0.20
もも ネクタリン すもも(プルーンを含む。)	0.3 1 0.2	0.3 1	〇 〇 申				0.01,0.08(\$)(#) 0.18,0.32(\$)(#) 0.01,0.05
いちご	0.7	0.7	0				<0.01,0.29(\$)
ぶどう	10	10	0	1.5			1.90,6.36(小粒種)
パパイヤ	0.5	0.5			0.5	台湾	【0.10(台湾)】
その他の果実	1	1	0				0.18,0.40(\$)(いちじく)
ホップ	15	10	0	15			
その他のスパイス	10	10	0		(1.51,3.38(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	15	15	0	15			

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの ○:既に、国内において農薬登録のあるもの 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申(案) (別紙2)

シアゾファミド

シアゾファミド		•
食品名	残留基準値	
X	ppm	
*(玄米をいう。)	0.05	
小麦	0.05	
	0.3	
大豆 小豆類 ^{注1)}		 注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
		ロ バターロ ペギアロ ホロイトロ ライマロ及
ばれいしょ こんにゃくいも	0.05 0.3	1 (N/2 / A 02 = 0 P
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	
だいこん類(ファイッシュを含む。)の依だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	
かぶ類の根	0.3	
かぶ類の葉	20	
クレソン	10	
はくさい	15	
キャベツ 芽キャベツ	2 2	
ケール	15	
こまつな	15	
きょうな	15	
チンゲンサイ	15	
カリフラワー		注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科
ブロッコリー		野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	20	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、 はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつ
チコリ	10	か きょうか チンゲンサイ カリフラワー ブロッコ
エンダイブ	10	【リー 及びハーブ 以外のものをいっ.
しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10 10	
その他のきく科野菜 ^{注3)}		注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のう
たまねぎ	2	ち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコ
ねぎ(リーキを含む。)		
にんにく	2 2	のものをいう。
わけぎ	5	
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	3	注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のう
にんじん	0.09	ち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
みつば	10	
トマト	2	
ピーマン	1	
なす	0.5	
その他のなす科野菜 ^{注5)}		注5)「その他のなす科野菜」とは,なす科野菜の うち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	
しろうり すいか	0.1 0.05	
メロン類果実	0.05	
まくわうり	0.1	
その他のうり科野菜 ^{注6)}	10	注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のう
ほうれんそう	25	ち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類
しょうが	3	■ 中 主 M / N 主 / YO N N I I M // N # // N 62 L N Y

	残留基準値
食品名	
	ppm
未成熟いんげん えだまめ	0.4
その他の野菜 ^{注7)}	10
みかん なつみかんの果実全体 レモン	0.7 2 5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ	5 i
ライム その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	5 5 5 3
日本なし	0.5
もも ネクタリン	0.3 1 0.2
すもも(プルーンを含む。)	0.2
いちご	0.7
ぶどう	10 (
パパイヤ	0.5
その他の果実 ^{注9)}	1
ホップ	15
その他のスパイス ^{注10)} その他のハーブ ^{注11)}	10 15

| 注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、 | てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野 | 菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科 | 野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、 | 未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの | こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、 西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、 パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果 皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをい う。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ピフルブミド (Pyflubumide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残 留基準を設定する。
構造式	$ \begin{array}{c c} & & & \\ & & \\ & & & \\ & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & \\$
用途	農薬/殺ダニ剤
作用機構	カルボキサニリド系の殺ダニ剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体 II (コハク酸脱水素酵素複合体) を阻害することにより殺ダニ効果を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	かんきつ/ミカンハダニ 等
我が国の登録状況	農薬:小豆類、ピーマン等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI:0.0073 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間発がん性試験(雄ラット・混餌。(最小毒性量における毒性所見は、心絶対及び比重量の増加等) 無毒性量 0.735 mg/kg 体重/day 安全係数 100 マウスを用いた発がん性試験において、雄で肝細胞腺腫の発生頻度の有意な増加が認められたが、遺伝毒性試験において遺伝毒性は認められなかったことから、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 ARfD:0.09 mg/kg 体重 [設定根拠] 90日間亜急性毒性試験及び1年間慢性毒性試験の総合評価(雄イヌ・混餌) 無毒性量 9.06 mg/kg 体重/day 安全係数 100
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ピフルブミド及び代謝物Bとする。 CF ₃ CF ₃ CF ₃ CF ₃

	①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり					
	LDI / ADI LLIA, IX POZ 83 9	EDI/ADI (%)				
	国民全体(1 歳以上)	10.3				
	幼小児 (1~6 歳)	28. 7				
	妊婦	11.3				
	高齢者(65 歳以上)	12. 4				
暴露評価	EDI:推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)					
	②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民以上)及び幼少児(1~6歳)のそれぞれにおける摂取量は用量(ARfD)を超えていない ^{注)} 。 注)基準値案、作物残留試験における中央値(STMR)を17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の科学研究の結果に基づきESTIを算出した。					
意見聴取の状況	平成30年2月27日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO通報は対象外)					
答申案	別紙2のとおり。					

				1	参考基準値	1
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
小豆類	0.3	0.3	0			<0.03,0.06(\$)
ピーマン なす	1 0.7	1 0.7	0			0.48,0.49 0.16,0.21(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。) すいか メロン類果実	0.5 0.2 0.2	0.5 0.2 0.2	0			0.08,0.16 <0.03,<0.03 <0.03,<0.03
未成熟いんげん	2	2	0			0.40,0.58(\$)
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 2 2 2 2 2 2 2	0.2 2 2 2 2 2 2 2				<0.03,<0.03 0.52,0.59 (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照)
りんご 日本なし 西洋なし	1 0.7 0.7	1 0.7 0.7	000			0.16,0.48 0.18,0.26 (日本なし参照)
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 0.7 3 0.3 3 3	3 0.3	000			<0.03,<0.03 0.16,0.27 (うめ参照) 0.06,0.08 1.13,1.34 0.71,1.02(\$)
いちご	1	1	0			0.39,0.49
ぶどう かき	2 0.5	2 0.5	_			0.66,0.79 0.07,0.16
その他の果実	1	1	0			0.28,0.46(いちじく)
茶	50	50	0			3.1, 34.1(\$)(荒茶)
その他のスパイス	5	5	0			1.44,2.92(みかんの果皮)
その他のハーブ	0.2		申			<0.03,<0.03(みょうが)

^{○:}既に、国内において農薬登録のあるもの 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ピフルブミド

ピフルブミド		_
食品名	残留基準値 ppm	今回基準値を設定するピフルブミドとは、ピフルブミド及び代謝物B【3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニリド】をピフルブミドに換算したものの和をいう。
小豆類 ^{注1)}	0.3	
ピーマン なす	1 0.7	
きゅうり(ガーキンを含む。) すいか メロン類果実	0.2	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア 豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及 びレンズを含む。
未成熟いんげん	2	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.2 2 2 2 2 2 2 2	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし		注3)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 0.7 3 0.3 3	
いちご	1	注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
ぶどう かき	2 0.5	洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他の果実 ^{注3)}	1	
茶	50	分F)「スの他のい、ゴロロ 、 デのされ か
その他のスパイス ^{注4)} その他のハーブ ^{注5)}	5 0.2	注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フルバリネート (Fluvalinate(MAFF), Tau-fluvalinate(ISO))

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	SET
用途	農薬/殺虫剤、殺ダニ剤 動物用医薬品/ダニ駆除剤
作用機構	ピレスロイド系殺虫剤である。昆虫の神経膜のナトリウムイオンチャネル神経伝導を抑制し、又はγ-アミノ酸酪酸(GABA)受容体に作用して神経伝達を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	りんご/キンモンホゾガ 等
我が国の登録・承認状況	農薬:ばれいしょ、はくさい等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品:蜜蜂を対象動物として承認されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、 米国においてはちみつに、EU において小麦、大麦等に、豪州において ネクタリン、綿実等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI:0.005 mg/kg 体重/day[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(雄ラット・強制経口。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制)無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day安全係数 100ARfD:0.06 mg/kg 体重[設定根拠] 亜急性神経毒性試験及び発生毒性試験の総合評価(ラット・強制経口)無毒性量 6 mg/kg 体重/day安全係数 100
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:フルバリネートとする。

	①長期暴露評価						
	EDI/ADI 比は、以下のとおり。						
		EDI/ADI (%)					
	国民全体(1 歳以上)	41.5					
	幼小児 (1~6歳)	59. 8					
	妊婦	32. 7					
	高齢者(65 歳以上)	43. 3					
 暴露評価	EDI:推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)						
	0/						
	②短期暴露評価						
	各食品の短期推定摂取量(EST	「I)を算出したところ、一般(1 歳以					
	上)及び幼小児(1~6歳)のそ:	れぞれにおける摂取量は急性参照用					
	量(ARfD)を超えていない ^{注)} 。						
	注) 基準値案、作物残留試験(こおける最高残留濃度(HR)又は中					
	央値 (STMR) を用い、平成	17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量					
		労働科学研究の結果に基づきESTI					
	を算出した。						
	- 平成 30 年 1 月 19 日に在京大使館	節への説明を実施					
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント及び						
答申案							

				Ź	参考基準	生値	
食品名	基準値	基準値	登録	国際		外国	作物残留試験成績等
及加石	案	現行	有無	基準	2	基準値	ppm
	ppm	ppm		ppm		ppm	
大麦	0.4	0.05 0.2	IT		0.5	EU	【0.005∼0.17(n=31)EU】
ライ麦	011	0.05					101000 0111 (II 01/20)
とうもろこし	0.05		申			i !	<0.01,<0.01
そば その他の穀類		0.01					
		0.2					
大豆 小豆類	0.05 0.05		申申				<0.01,<0.01 0.01(#), <0.01(#)
小豆類 えんどう	0.05	0.02	'		0.5	EU	(<0.01,<0.01,<0.01(EU)
そら豆	0.05	Î					(小豆類参照)
その他の豆類	0.05				,		(小豆類参照)
ばれいしょ	0.01	0.01	0				<0.001(#),<0.001(#),<0.005(#)
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.01	○•申				<0.001,<0.001,<0.01
てんさい	0.05		申				<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.02	0.05	0				<0.005,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.5	0.5	0			• • •	0.16,0.20
はくさい キャベツ	0.5 0.5	1.0 0.5	0				0.04(#),0.16(\$)(#) <0.005(#),0.106(\$)(#)
芽キャベツ	0.0	0.5					\0.003(π),0.100(ψ)(π)
カリフラワー	0.05	0.5	IT		0.1	EU	[<0.01~0.05(#)(n=6)(EU)]
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	3.0	0				0.12~0.55(\$)(n=4)
たまねぎ	0.03	0.1	0				<0.01(n=4)
ねぎ(リーキを含む。)		0.5					
にんにく	0.05	0.1	0				<0.01(#),<0.01
アスパラガス 		0.2					
にんじん	0.02	0.02	IT		0.02	EU	【<0.01 (n=4) (EU)】
トマトピーマン		0.5					
なす	0.5	0.5 0.5	0				0.073,0.184
	0.5	1.0	0				<0.01~0.278(\$)(n=5)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1	0				0.01,0.02
すいか	0.05	l .	0				<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.1	0				0.010,0.011
未成熟えんどう	3	3.0	0				0.42~1.50(\$)(n=5)
未成熟いんげん	0.1		IT		0.1	EU	【0.012,0.019,0.022(EU)】
みかん	0.1	0.5	0				<0.01~0.02(\$)(n=4)
なつみかんの果実全体	1	2.0	0 0			• • •	0.34,0.39
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2.	2.0	0				(ゆず参照) (ゆず参照)
グレープフルーツ	2	2.0	0				(ゆず参照)
ライム	2	2.0	0				(ゆず参照)
その他のかんきつ類果実	2	2.0	0				0.54~0.86 (n=4) (ゆず)
りんご	0.5	0.5	0				$0.030 \sim 0.20(\$)(n=6)$
日本なし 西洋なし	0.7	2.0 2.0	0 0				0.076~0.289(\$)(n=4) (日本なし参照)
びわ	0.03	0.5	0				(ロ本ない) (0.006,<0.006(#)
86	0.03	0.2	0				0.006~<0.01(n=4)
ネクタリン	0.03	0.2	IT		0.05	豪州	【<0.01~<0.02(n=3)(豪州)】
あんず(アプリコットを含む。)		0.1					
すもも(プルーンを含む。) 5.5	0.1	0.05			0.05	豪州	【豪州ネクタリン参照】
うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.3	1.0 1.0	0 0				0.36,0.43 0.01,0.082(\$)
	0.7	1.0	0				0.08~0.254(\$)(n=4)
L	0.7	1.0	\sim	1	1 3		υ.υυ υ. <u>υ</u> υτ(ψ/(II τ/

				7		準値	
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	ā	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
ぶどう かき	1	2.0 1.0					1.49(#), 1.54(#) 0.111∼0.38(\$)(n=4)
キウィー	0.1	0.2	0				<0.01,0.024
ひまわりの種子 綿実 なたね	0.1 0.1 0.1	0.02 0.1 0.05	IT IT IT		0.1 0.1 0.1	EU	<0.01,0.075,0.025 【<0.01∼0.01(n=4)(EU)】 【<0.01∼0.0121(n=9)(EU)】
< り	0.05	0.1	0				<0.01,<0.01
茶 ホップ	10	10 10	0				3.37,4.86
その他のスパイス	10	2	0				1.90~6.73(\$)(n=4)(みかんの果皮)
はちみつ	0.05	0.05					(<0.05(n=4)(投与後1週間)

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準) 太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの〇:既に、国内において農薬登録のあるもの申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたものIT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

フルバリネート

大妻 0.4 とうもろこし 0.05 人立 0.05 人立 0.05 人立 0.05 人立 0.05 人立 0.05 えんどう 0.5 えんどう 0.5 そら豆 0.05 せんじっ 0.05 はれいしょ 0.01 やまいも(長いもをいう。) 0.02 てんさい 0.05 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 たいこん類(ラディッシュを含む。)の根 たいこん類(ラディッシュを含む。)の表 0.5 はくさい 0.5 はくさい 0.5 はくさい 0.5 はんさい 0.05 たまねぎ 0.05 にんじん 0.05 にんじん 0.05 にんじん 0.05 にんじん 0.05 たまねぎ 0.03 にんにく 0.05 にんじん 0.02 なす 0.5 にんじん 0.05 たまなきい 0.1 かぼちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 かばちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 かびわ 0.05 未成熟いんげん カかん なつみかんの果実全体 0.05 未成熟いんがん 0.1 なつみかんの果実全体 0.1 なつみかん 0.1 なつみかんの果実全体 0.1 なつみかんの果実全体 0.1 なつみかんの果実全体 0.1 なつみかんの果実全体 0.1 なつみかんの果実全体 0.1 なつみかんの男実全体 0.1 なつみかんきつ類果実注3) 0.1 音がなし 0.7 でわ 0.03 もも 0.03 オクタリン すもも(プルーンを含む。) 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ	フルバリネート	
大麦 とうもろこし	食品名	残留基準値
大麦 とうもろこし		ppm
大豆	大麦	0.4
小豆類注1)	とうもろこし	0.05
えんどう そら豆 その他の豆類 ^{注2)} にないいしょ やまいも(長いもをいう。) てんさい だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の東 はくさい キャベツ カリフラワー レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) たまねぎ にんにく にんじん なす きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) かばちゃ(スカッシュを含む。) かばちゃ(スカッシュを含む。) かばちゃ(スカッシュを含む。) かばちゃ(スカッシュを含む。) かばちゃ(スカッシュを含む。) の5 未成熟えんどう 未成熟えんどう 未成熟しんげん みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 注3) りんご 日本なし 西洋なし の7 びわ もも ネクタリン すもも(ブルーンを含む。) の3 ネクタリン すもも(ブルーンを含む。) の1 コ おうとう(チェリーを含む。) の3 カシカ		0.05
そら豆 その他の豆類 ^{注2)}		0.05
その他の豆類注20 0.05 ばれいしょ 0.01 やまいも(長いもをいう。) 0.02 てんさい 0.05 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉はくさい 0.5 はくさい 0.5 キャベツカリフラワー 0.05 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 1 たまねぎにんにく 0.03 にんじん 0.02 なすきゆうり(ガーキンを含む。) 0.5 かばちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 すいかメロン類果実 0.05 未成熟えんどう未成熟いんげん 0.1 みかんなつみかんの果実全体レモンオレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 ライムその他のかんきつ類果実 ^{注3)} 2 りんご日本なしの作者なしのである 0.7 西洋なしびわ 0.0 ももれなしのの3ネクタリンすもも(プルーンを含む。) 0.1 うめまりとう(チェリーを含む。) 0.1 おうとう(チェリーを含む。) 0.1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		
ばれいしょやまいも(長いもをいう。) 0.02 てんさい 0.05 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 0.02 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 0.5 はくさい 0.5 キャベツ 0.5 カリフラワー 0.05 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 1 たまねぎ 0.03 にんにく 0.05 にんじん 0.02 なす 0.5 きゅうり(ガーキンを含む。) 0.1 すいか 0.05 オロン類果実 0.05 未成熟えんどう 3 未成熟へんげん 0.1 なつみかんの果実全体 1 なつみかんの果実全体 1 なつみかんの果実全体 1 なープフルーツ 2 ライム 2 その他のかんきつ類果実 2 りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン すもも(プルーンを含む。) 0.1 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.1 2 0.03		0.05
やまいも(長いもをいう。) 0.02 てんさい 0.05 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 0.02 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 0.5 はくさい 0.5 オヤベツ 0.5 カリフラワー 0.05 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 1 たまねぎ 0.03 にんにく 0.05 にんじん 0.02 なす 0.5 きゅうり(ガーキンを含む。) 0.5 かぼちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 すいか 0.05 オロン類果実 0.05 未成熟えんどう 3 未成熟いんげん 0.1 みかん 0.1 なつみかんの果実全体 1 レモン 2 オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 0.1 グレープフルーツ 2 ライム 2 その他のかんきつ類果実 (2) りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 2.03 ネクタリン 1 もも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉はくさい	てんさい	0.05
はくさい キャベツ	だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.02
キャベツ カリフラワー 0.5 0.05 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 1 たまねぎ にんにく 0.03 0.05 にんじん 0.02 なす 0.5 きゅうり(ガーキンを含む。) 0.1 0.05 かばちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 0.05 オレン類果実 0.05 未成熟えんどう 未成熟いんげん 3 8.1 0.1 2 みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2 4 2 2 3 6 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7 7		0.5
カリフラワー 0.05 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 1 たまねぎ 0.03 にんじん 0.02 なす 0.5 きゅうり(ガーキンを含む。) 0.1 かぼちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 すいか 0.05 未成熟えんどう 3 未成熟れんげん 0.1 みかん 0.1 なつみかんの果実全体 1 レモン 2 オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 グレープフルーツ 2 ライム 2 その他のかんきつ類果実 ^{注3)} 2 りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) たまねぎ 0.03 (こんにく 0.05 にんじん 0.02 なす 0.5 きゅうり(ガーキンを含む。) 0.5 かぼちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 すいか 0.05 メロン類果実 0.05 未成熟えんどう 3 未成熟いんげん 0.1 なつみかんの果実全体 1 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 2 りんご 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも ネクタリン すもも(プルーンを含む。) 0.1 からとう(チェリーを含む。) 0.3 いうとう(チェリーを含む。) 0.3	·	
たまねぎ 0.03 にんにく 0.05 にんじん 0.02 なす 0.5 かぼちゃ (スカッシュを含む。) 0.5 かぼちゃ (スカッシュを含む。) 0.1 すいか 0.05 メロン類果実 0.05 未成熟 いんげん 0.1 なつみかんの果実全体 1 かん なつみかんの果実全体 1 かん なつみかんの果実全体 2 オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 グレープフルーツ 2 ライム 2 その他のかんきつ類果実 2 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 西洋なし 0.7 西洋なし 0.7 あら 0.03 ネクタリン すもも (プルーンを含む。) 0.03 おうとう (チェリーを含む。) 0.1 うめ 1 0.03	· · ·	
にんにく 0.05 にんじん 0.02 なす 0.5 きゅうり(ガーキンを含む。) 0.5 かぼちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 すいか 0.05 メロン類果実 0.05 未成熟えんどう 3 未成熟いんげん 0.1 なつみかんの果実全体 1 なつみかんの果実全体 1 なつみかんの果実全体 2 オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 グレープフルーツ 2 ライム 2 その他のかんきつ類果実 ^{注3)} 2 りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 西洋なし 0.7 西洋なし 0.7 がわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		_
なす 0.5 きゅうり(ガーキンを含む。) 0.5 かぼちゃ(スカッシュを含む。) 0.1 すいか 0.05 メロン類果実 0.05 未成熟えんどう 3 未成熟いんげん 0.1 みかん 0.1 なつみかんの果実全体 1 レモン 2 オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 グレープフルーツ 2 ライム 2 その他のかんきつ類果実 ^{注3)} 2 りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 未成熟えんどう 未成熟れんげん みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注3)} りんご 日本なし の7 西洋なし びわ もも へ7 あくカタリン すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。) の1 0.5 0.5 0.1 0.03 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.1 0.5 0.5	にんじん	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 未成熟えんどう 未成熟れんげん みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注3)} りんご 日本なし の7 西洋なし びわ もも へ7 あくカタリン すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。) の1 0.5 0.5 0.1 0.03 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.1 0.5 0.5		0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 未成熟えんどう 未成熟いんげん みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注3)} りんご 日本なし の7 西洋なし びわ もも い7 のの3 もも ネクタリン すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。) 0.1 0.05 0.05 0.05 0.07 0.03 0.03 0.1 0.03	きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
メロン類果実0.05未成熟えんどう3未成熟いんげん0.1みかん0.1なつみかんの果実全体1レモン2オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)2グレープフルーツ2ライム2その他のかんきつ類果実注3)2りんご0.5日本なし0.7西洋なし0.7びわ0.03もも0.03ネクタリン0.1すもも(プルーンを含む。)0.1うめ1おうとう(チェリーを含む。)0.3	to the state of th	
未成熟えんどう 未成熟いんげん の.1 みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実注3) りんご 日本なし の.7 西洋なし びわ もも かんの もも ネクタリン すもも(プルーンを含む。) うめ ようとう(チェリーを含む。) の.1		0.05
未成熟いんげん 0.1 みかん 0.1 なつみかんの果実全体 1 レモン 2 オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 グレープフルーツ 2 ライム 2 その他のかんきつ類果実 ^{注3)} 2 りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.3 おうとう(チェリーを含む。) 0.3	******	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実注3) りんご 日本なし 西洋なし びわ もも ネクタリン すもも(プルーンを含む。) 3 おうとう(チェリーを含む。) 0.1 1 1 2 0.1 2 0.2 0.5 0.5 0.7 0.03 0.03		
なつみかんの果実全体 1 レモン 2 オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) 2 グレープフルーツ 2 ライム 2 その他のかんきつ類果実 ^{注3)} 2 りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実注3) 9んご 日本なし のがわ もも ないか もも ネクタリン すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。) 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	× 11 1 1	
りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3	- , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		2
りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		2
りんご 0.5 日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3	· ·	2
日本なし 0.7 西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		
西洋なし 0.7 びわ 0.03 もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3		
もも 0.03 ネクタリン 0.1 すもも(プルーンを含む。) 0.1 うめ 1 おうとう(チェリーを含む。) 0.3	西洋なし	0.7
ネクタリン0.1すもも(プルーンを含む。)0.1うめ1おうとう(チェリーを含む。)0.3	びわ	0.03
すもも(プルーンを含む。)0.1うめ1おうとう(チェリーを含む。)0.3		
うめ1おうとう(チェリーを含む。)0.3		
おうとう(チェリーを含む。) 0.3		
いちご 0.7		0.3
	いちご	0.7
かき 1	かき	1

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
キウィー	0.1
ひまわりの種子 綿実 なたね	0.1 0.1 0.1
くり	0.05
茶	10
その他のスパイス ^{注4)}	10
はちみつ	0.05

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西 洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、 ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メタミドホス (Methamidophos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定	
経緯	ポジティブリスト制度導入時に記	段定した基準値の見直しを行う。
構造式	CH ₃ O√ CH ₃ S ′	O P — NH ₂
用途	農薬/殺虫剤	
作用機構	有機リン系殺虫剤である。アセ り、殺虫作用を示すと考えられ ⁻	チルコリンエステラーゼの阻害によ ている。
適用作物/適用病害虫等	(アセフェートとして) 未成熟。	とうもろこし/アブラムシ類 等
我が国の登録状況	農薬:登録されていない。本剤に	 はアセフェートの代謝物である。
諸外国の状況	ている。国際基準は、アーティチ 米国、カナダ、EU、豪州及びニュ 果、米国において小豆類、芽キー ブロッコリー等に、EUにおいてス	、2002 年に ADI 及び ARfD が設定され ・ョーク、小豆類等に設定されている。 ュージーランドについて、調査した結 ャベツ等に、カナダにおいて小豆類、 大豆、綿実等に、豪州においてバナナ、 ドにおいてブロッコリー、芽キャベツ
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果		(ラット・強制経口)
基準値案	め、アセフェートの使用によるメ	ホスとする。 いるアセフェートの代謝物でもあるた ♥タミドホスの残留がある。基準値は、 ドホスの残留量に基づき設定するこ
暴露評価	①長期暴露評価 EDI / ADI 比は、以下のとおり 国民全体(1歳以上) 幼小児(1~6歳) 妊婦 高齢者(65歳以上) EDI:推定一日摂取量(Estima	EDI / ADI (%) 29. 4 47. 1 21. 5 36. 2

- 24-

	②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民全体(1歳以上)及び幼小児(1~6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARfD)を超えていない ^{注)} 。 注)基準値案、作物残留試験における最高残留濃度(HR)又は中央値(STMR)を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
意見聴取の状況	平成 30 年 2 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

				÷		
	基準値	基準値	登録	国際	タラ 基 年 他 外 国	
食品名	※ 案	現行 現行	全 有無	基準	基準値	作物残留試験成績等
	ppm	ppm	13 7111	ppm	ppm	ppm
米(玄米をいう。)		0.01		0.6		% 1
·····································		0.01				
大麦		0.01				
ライ麦		0.01				
とうもろこし	0.2		0			0.014~0.054(\$)(#)(n=4)
						(未成熟とうもろこし)
そば その他の穀類		0.01				
		0.01				
大豆	0.1	0.05	0	0.1		
小豆類	2	2	0			0.28~0.82(\$)(n=4) (いんげんまめ)
えんどう		0.01				((701) 70 \$00)
そら豆		0.01				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.3				
ばれいしょ	0.1	0.25	0	0.05		<0.005,0.018(\$)
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01	_			
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.3	0			<0.02,0.02
こんにゃくいも その他のいも類		0.01 0.01				
てんさい	0.02	0.05	0	0.02		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.03	0.5	0			<0.005,0.007
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.03		0			0.005,0.006
かぶ類の根	0.3					<0.005,0.092(\$)
かぶ類の葉 西洋わさび	0.5	5 3	0			0.018,0.173(\$)
クレソン		0.5				
はくさい	0.2	2				<0.005~0.063(\$)(n=4)
キャベツ	0.1	1.0				0.016,0.016
芽キャベツ		1.0				
ケール こまつな	0.5	0.7				0.01~0.2(\$)(n=4)
こまった きょうな	0.5 0.5					(チンゲンサイ参照)
チンゲンサイ	0.5	0.5				0.024~0.207(\$)(n=4)
チンゲンサイ カリフラワー	0.5	1.0	0			0.006~0.228(\$)(n=4)
ブロッコリー	0.02	1.0	_			<0.005,<0.005
その他のあぶらな科野菜	0.5	3	0			(チンゲンサイ参照)
ごぼう	0.02	0.05	0			<0.005(n=4)
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク	0.2			0.2		
チコリ エンダイブ		0.5 0.5				
しゅんぎく		0.5				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	1.0	0			0.008~0.058(n=4)(サラダ菜),
Z o theo k 250 ms ++			_			0.006~0.06(\$)(n=4)(リーフレタス)
その他のきく科野菜	0.1	0.5	0	0.1		
たまねぎ	0.2	0.3	0			0.007~0.09(\$)(n=8)
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				(0.00, (0.00
にんにく にら	0.1	0.3	0			<0.02,<0.02
にら アスパラガス		0.3				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.3				
	·····			·····		

				ź	参考基準	能 /估	
	基準値	基準値	登録	国際		外国	
食品名	基 準 他 案	基準恒 現行	全球 有無	基準		ジト国 長準値	作物残留試験成績等
	ppm	ppm	11.700	ppm		ppm	ppm
にんじん		0.01					
パースニップ		0.01					
パセリ		0.3					
セロリ		5					
みつば		0.02					
その他のせり科野菜		0.5					
トマト	0.02	2.0	0				<0.005(n=4)
ピーマン	0.03	2.0					<0.005,0.006(#)
なす	0.02	1.0	0				<0.005,0.005
その他のなす科野菜		2.0					
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.00	1.0					<0.005(n=4)
でゆうり(カーキンを古む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	1.0 0.1	0				<0.005(n=4)
しろうり		0.1					
すいか		0.1					
メロン類果実		0.5					
まくわうり		0.2					
その他のうり科野菜		0.5					
ルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.0	0.5	$\overline{}$		······		0 02 0 0E
ほうれんそう たけのこ	0.2	0.5 2					0.03,0.05
オクラ	0.5						0.05~0.2(\$)(n=4)
しょうが	0.3	0.05		0.1			0.00 0.2(ψ)(11 1)
未成熟えんどう	0.11	0.5		0.1			
未成熟いんげん	1	0.5		1			
えだまめ	0.3	0.5	0				$0.014 \sim 0.08(\$)(\#)(n=4)$
マッシュルーム	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	0.1					
しいたけ		0.1					
その他のきのこ類		0.1					
	0.00						(0.005.0.011(II)(?) ¬.) \\\(0.005.0.011(II)(?)
その他の野菜	0.03	30	0	1			<0.005,0.011(#)(れんこん)※2
みかん		1					
なつみかんの果実全体		1					
レモン		1					
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		1					
グレープフルーツ ライム		1					
フィム その他のかんきつ類果実		1					
		1					
りんご		0.05					
日本なし		0.05					
西洋なし		0.05					
マルメロ びわ		0.05 0.05					
		0.00			ļ		
<i>55</i>		1.0					
ネクタリン		0.01					
あんず(アプリコットを含む。)		0.1					
すもも(プルーンを含む。) うめ		0.3					
つめ おうとう(チェリーを含む。)		0.01 0.01					
							
いちご		0.01					
ラズベリー		0.01					
ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー		0.01					
ノルーベリー カランベリー		0.01					
フラン・ハリー		0.3 0.01					
その他のベリー類果実		0.01					
		0.01			ļ <u>i</u> .		

		l		ź		
	基準値	基準値	登録	国際	外国	
食品名	案 年 框	現行	有無	基準	基準値	作物残留試験成績等
	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
ぶどう		3	○ ※ 3			
かき	0.3	1	0			0.017~0.1(\$)(n=4)
バナナ		0.1				
キウィー		0.01				
アボカド パイナップル		0.01 0.01				
グアバ		0.01				
グアバ マンゴー		0.01				
パッションフルーツ なつめやし		0.01				
		0.01				
その他の果実	0.1	0.1	0	0.1		
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子 綿実	0.2	0.01		0.2		
かたね	0.2	0.1		0.2		
その他のオイルシード	0.1	0.01		0.1		
ぎんなん		0.01				
ぎんなん くり ペカン アーモンド		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド くるみ		0.01 0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶	0.05	5	0			0.006,0.009(\$)(荒茶)
衆 ホップ	0.05	5.0				0.000,0.00の(事人/追索/
		0.0				
サンショウの果実 その他のスパイス	0.1	0.2	0	0.1		
		0.0	······			
その他のハーブ		0.8				
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
				0.01		W. o o4
一件の脂肪 豚の脂肪	0.01 0.01	0.05 0.05				推:0.01 【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.05				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳		0.02		0.02		% 1
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.05				推:0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.05				【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
T	r				<u>-</u>	

				参		
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01			0.01 0.01		
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01			0.01 0.01		
乾燥させたその他のスパイス(サンショウの果 実を除く。)		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値(暫定基準)については、網をつけて示した。

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートトレランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等(アセフェート)としての使用が認められていることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留濃度であることを示している。

※1米(玄米)及び乳について、国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値(STMR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会が設定したADIを超えることから、基準値を設定せず、一律基準とする。

※2その他の野菜について、国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の最大残留濃度(HR)を用いて 算出した短期推定摂取量(ESTI)が、食品安全委員会が設定したARIDを超えることから、国内の作物残留試験成績より基準値を設定する。

※3ぶどうについて登録内容の変更申請予定

答申(案) (別紙2)

メタミドホス

7 / NI NV .	ī	1
	残留基準値	
食品名	7天田	
及吅石	ppm	
とうもろこし		今回基準値を設定するメタミドホスとは、アセフェート
大豆	0.1	来のメタミドホスを含めたものをいう。
小豆類 ^{注1)}	2	 注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、/
ばれいしょ	0.1	ター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを
やまいも(長いもをいう。)		む。
てんさい	0.02	注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野のまたがいても類の根がいても類の根がいても類の要から類の
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.03	在2月での他のめからは付野来」とは、めからは付野 のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.03	根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キ
かぶ類の根	0.3	ベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンケ
かぶ類の葉		サイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のも
はくさい		をいう。
キャベツ こまつな	0.1	
こまつな きょうな		注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、 ぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダ
さょ/な チンゲンサイ		ブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
カリフラワー	0.5	
ブロッコリー		注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てん
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.5	い、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科り
ごぼう	0.02	マ、さこうさい、めからな件野来、さい件野来、ゆり件野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそ
アーティチョーク	0.2	う、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	いんけん、えにまめ、さの二類、スハイス及びハーノ。 外のものをいう。
その他のきく科野菜 ^{注3)}	0.1	75076076V17°
たまねぎ	0.2	注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類り
にんにく	0.1	実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも
トマト	0.02	ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果 実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカ
ピーマン	0.03	実、ふどり、かさ、ハナナ、キワイー、ハハイヤ、アホルド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフル・
なす	0.02	ア、ハイナップル、クテハ、マンコー、ハッションブル・ ツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	
ほうれんそう	0.2	注6)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、
オクラ	0.5	ち、ひまわりの種子、こまの種子、べにはなの種子、
しょうが	0.1	り、いまわりの種子、こまの種子、へにはなの種子、 実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
未成熟いんげん	1	
えだまめ	0.3	注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋ささび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、
その他の野菜 ^{注4)}	0.03	【しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果♬
かき	0.3	及びごまの種子以外のものをいう。
その他の果実 ^{注5)}		注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸橋
綿実	0.2	哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものを
その他のオイルシード ^{注6)}	0.1	ار ا
茶	0.05	
その他のスパイス ^{注7)}	0.1	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.01	

	残留基準値
食品名	
	ppm
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注9)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注9)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注10)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

審議の対象	動物用医薬品及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
	H ₃ C m H ₃ C H ₃
構造式	センデュラマイシン H _s CC-CH _s
	HO H
	センデュラマイシンナトリウム
用途	動物用医薬品及び飼料添加物/抗生物質、抗コクシジウム剤
作用機構	土壌細菌 Actinomadura roseorufa の発酵により生産されるポリエーテル系イオノフォア抗生物質である。金属陽イオンと錯体を形成し、細菌及び Eimeria 属原虫の細胞膜を自由に透過してイオンを運び、細胞内イオン平衡を崩すことで抗菌作用や抗コクシジウム作用を示すと考えられている。
我が国の承認・指定状況	動物用医薬品:承認されていない。 飼料添加物:鶏を対象動物として指定されている。
諸外国の状況	JECFA におけるリスク評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、 米国、カナダ及び豪州において鶏に、ニュージーランドにおいて家き んに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	 ①毒性学的 ADI: 0.003 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は網膜の病変及び収縮期血圧の上昇等) 無毒性量 0.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ②微生物学的 ADI: 0.024 mg/kg 体重/day ③ADI の設定について 毒性学的 ADI が微生物学的 ADI よりも小さいことから、センデュラマイシンの ADI として、0.003 mg/kg 体重/day とすることが適当であると判断された。
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:センデュラマイシンとする。

	TMDI/ADI比は、以下のとおり。					
暴露評価		TMDI/ADI (%)				
	国民全体(1 歳以上)	5. 5				
	幼小児 (1~6 歳)	13. 1				
	妊婦	5. 5				
	高齢者(65歳以上)	4. 1				
	TMDI:理論最大一日摂取量(1	heoretical Maximum Daily Intake)				
 意見聴取の状況	平成30年2月27日に在京大使館への説明を実施					
总免验以071人加	今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定					
答申案	別紙2のとおり。					

				参考基準値		
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	残留試験成績等 ^{注)} ppm
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.05	0.09 0.09	0			<0.025(n=3)(最終投与3時間後)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.4	0.5 0.5	0			0.21(n=3)(脂肪)(最終投与3時間後) 0.32(n=3)(皮膚)(最終投与3時間後)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.6	0.5 0.5	0			0.58(n=3)(最終投与3時間後)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.2	0.2 0.5	0			0.14(n=3)(最終投与3時間後)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.6	0.03 0.05	0			(鶏の肝臓参照)

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準) ○:既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

センデュラマイシン

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.4
鶏の肝臓	0.6
鶏の腎臓	0.2
鶏の食用部分 ^{注1)}	0.6

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定						
経緯	ポジティブリスト制度導入時に記	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。					
構造式	HO HO NH_2 NH_2 DH_2 DH_2						
用途	動物用医薬品/抗生物質						
作用機構	広域スペクトルを有するアミノグリコシド系抗生物質で、細菌のリボ ソーム 30S サブユニットに作用し、タンパク質合成を阻害することに より、抗菌作用を示すと考えられている。						
我が国の承認状況	動物用医薬品:牛、豚及び鶏を対象動物として承認されている。						
諸外国の状況	JECFAにおいては評価されておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、 EUにおいて魚を除く食用動物及び乳に、ニュージーランドにおいて乳 に基準値が設定されている。						
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	①毒性学的 ADI: EMEA においては、カナマイシンの毒性学的 ADI は、生殖発生毒性試験を欠くこと、中毒性難聴あるいは腎障害について NOEL が得られていないという理由から設定していない。 ②微生物学的 ADI: 0.008 mg/kg 体重/day ③ADI の設定について ADI を微生物学的 ADI とする限り、聴覚毒性や腎毒性の毒性学的リスクは無視できるものと考えられることから、カナマイシンの ADI は、微生物学的 ADI の 0.008 mg/kg 体重/day とすることが適当であると判断された。						
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:カナマイ?	シンAとする。					
暴露評価	残留の規制対象物質: カナマイシン A とする。長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。EDI/ADI (%)国民全体(1歳以上)9.9幼小児(1~6歳)26.3妊婦12.9高齢者(65歳以上)7.7EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)						
意見聴取の状況	平成30年1月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定						
答申案	別紙2のとおり。						

4.5.4	基準値	基準値	承認	参考基準値 外国				
食品名	案 現行 ppm ppm		有無	基準 ppm		準値 pm	残留試験成績等 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04 0.04 0.1	0.04 0.1 0.1	0		0.1	EU	<0.04(n=5)(最終投与30日後) <0.04(n=5)(最終投与30日後) 【<0.1(牛)(最終投与40日後)(EU)】	
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04 0.04 0.1	0.04 0.1 0.1	0		0.1	EU	<0.04(n=5)(最終投与30日後) <0.04(n=5)(最終投与30日後) 【<0.1(牛)(最終投与40日後)(EU)】	
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 0.9 0.6	0.04 0.1 0.6	00		0.6	EU	0.96(統計学的解析)(最終投与30日後) 0.85(統計学的解析)(最終投与30日後) 【<0.1(牛)(最終投与40日後)(EU)】	
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	13 4 3	0.04 0.1 3	00		2.5	EU	12.8(統計学的解析)(最終投与7日後) 3.4(統計学的解析)(最終投与30日後) 【<0.1(牛)(最終投与40日後)(EU)】	
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	13 4 3	0.04 0.2 0.6	0				(牛の腎臓参照) (豚の腎臓参照) (その他の陸生哺乳類に属する動物の腎 臓参照)	
乳	0.7	0.4	0				0.64(統計学的解析) (最終投与36時間 後)	
鶏の筋肉	0.2	0.5	0				0.07±0.02(n=5)(最終投与14日後)	
鶏の脂肪	0.3	0.1	0				<0.04~0.04(n=5) (脂肪) (最終投与14日 後) <0.04~0.07(n=5) (皮膚) (最終投与14日 後)	
鶏の肝臓	13	0.5	0				13.0(統計学的解析)(最終投与14日後)	
鶏の腎臓	25	0.5	0				24.1(統計学的解析)(最終投与14日後)	
鶏の食用部分	25	0.5	0		j		(鶏の腎臓参照)	
鶏の卵	0.2	0.5	0				0.12(統計学的解析)(最終投与10日後)	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値(暫定基準)については、網をつけて示した。 「承認有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で動物用医薬品等としての使用が認められていることを示している。 カナマイシン

<u> </u>		-
食品名	残留基準値	
	ppm	
牛の筋肉	0.04	今回基準値を設定するカナマイシンとは、カナマ
豚の筋肉	0.04	イシンAをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1	
牛の脂肪	0.04	
豚の脂肪	0.04	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、
牛の肝臓	1	陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のなのない。
豚の肝臓	0.9	のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6	
牛の腎臓	13	
豚の腎臓	4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3	
牛の食用部分 ^{注2)}	13	注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のう
豚の食用部分	4	- 1 MAI - 1 MAI - 1 MAN - 2 -
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3	ঠ .
乳	0.7	
鶏の筋肉	0.2	
鶏の脂肪	0.3	
鶏の肝臓	13	
鶏の腎臓	25	
鶏の食用部分	25	
鶏の卵	0.2	

ジシクラニル (Dicyclanil)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定						
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。						
構造式	H ₂ N NH NH NH ₂						
用途	動物用医薬品/昆虫成長抑制剤						
作用機構		である。双翅目の脱皮や蛹化を阻害す れているが、作用機序は不明である。					
我が国の承認状況	動物用医薬品:承認されていなし	, \ ₀					
諸外国の状況	JECFAにおける毒性評価が行われ、2000年にADIが設定されている。 国際基準は羊に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、 EU、豪州及びニュージーランドにおいて羊に基準値が設定されている。						
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	ADI: 0.0071 mg/kg 体重/day [設定根拠] 12 ヶ月 慢性毒性試験(雄イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は血漿コレステロールの増加等) 無毒性量 0.71 mg/kg 体重/day 安全係数 100						
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ジシクラ-	ニルとする。					
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 TMDI/ADI(%) 国民全体(1歳以上) 幼小児(1~6歳) 50.02 妊婦 0.02 高齢者(65歳以上) TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)						
意見聴取の状況	平成 30 年 2 月 27 日に在京大使動 今後、パブリックコメント及び	¹ ロード					
答申案	別紙2のとおり。						

食品名	基準値 案	基準値現行	承認有無	国際 基準	 	残留試験成績等
	ppm	bbm 2011	.11	盔∓ ppm	要平置 ppm	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.15		0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.125		0.125		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.125	•	0.125		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

ジシクラニル

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		_
食品名	残留基準値	
	ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉		注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものを いう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注2)}	0.1	筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メチルプレドニゾロン (Methylprednisolone)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	O CH ₃ H H H CH ₃ CH ₃ CH ₃
用途	動物用医薬品/合成副腎皮質ホルモン
作用機構	糖質コルチコイドの合成副腎皮質ホルモンであり、グルココルチコイド受容体にリガンドとして結合し、炎症反応、免疫系、糖新生等に関与するタンパク質の遺伝子発現を調節することにより、抗炎症作用、免疫抑制作用、血糖上昇作用等を示すと考えられている。
我が国の承認状況	動物用医薬品:承認されていない。
諸外国の状況	JECFA におけるリスク評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、 EUにおいて牛、馬及び乳に基準値が設定されている。
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	ADI:0.0003 mg/kg 体重/day [設定根拠] 63 日間 亜急性毒性試験(雌ラット・経口。最小毒性量における毒性所見は脾臓重量の減少)最小毒性量 0.3 mg/kg 体重/day安全係数 1000 食品安全委員会は、①LOAEL を用いること、②ADI 設定の根拠とした63 日間亜急性毒性試験の動物数が足りないこと、③経口投与による慢性毒性試験の結果がないことから、安全係数として 10 を追加することが適当と判断した。
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:メチルプレドニゾロンとする。

	長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。						
		TMDI∕ADI (%)					
暴露評価	国民全体(1 歳以上)	0. 03					
	幼小児(1~6歳)	0. 02					
	妊婦	0. 03					
	高齢者(65 歳以上)	0. 03					
	TMDI:理論最大一日摂取量(T	heoretical Maximum Daily Intake)					
意見聴取の状況	平成30年1月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定						
答申案	別紙2のとおり。						

		ı		_	· + + + + - >		
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	国際 基準 ppm	多考基注	準値 外国 基準値 ppm	残留試験成績等 ppm
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		-	0.01	EU	【<0.002(n=4)(馬) (最終投与168時間後)(EU)】
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01			0.01	EU	【<0.002(n=4)(馬) (最終投与168時間後)(EU)】
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01			0.01	EU	【0.0032±0.0015(n=4)(馬) (最終投与168時間後)(EU)】
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01			0.01	EU	【<0.002(n=4)(馬) (最終投与168時間後)(EU)】
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01					(その他の陸棲哺乳類に属する動 物の肝臓参照)
乳		0.01					

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

メチルプレドニゾロン

食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注2)}	0.01

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸 棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のも のをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルジオキソニル (Fludioxonil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残 留基準を設定する。
構造式	F O CN NH
用途	農薬/殺菌剤
作用機構	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。糸状菌の原形質膜に作用することにより物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害して、抗菌作用を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	トマト/苗立枯病(リゾクトニア菌) 等
我が国の登録状況	農薬:大豆、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2004 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準は大豆、ブルーベリー等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいて大豆、なたね等に、EU においてりんご、ぶどう等に、豪州においてばれいしょ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	ADI:0.33 mg/kg 体重/day[設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験(雄イヌ・混餌。一最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制。) 無毒性量 33.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100ARfD:2.5 mg/kg 体重[設定根拠] 急性神経毒性試験(雄ラット・強制経口) 最小毒性量 500 mg/kg 体重 安全係数 200 (最小毒性量を用いたことによる追加係数:2)
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:農産物及び魚介類にあってはフルジオキソニルとし、畜産物にあってはフルジオキソニル及び酸化反応により代謝物 K【2,2-ジフルオロ-1,3 ベンゾジオキソール-4-カルボン酸】に変換される代謝物とする。

	F O O 代謝物 K					
	①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり	J				
	7101 20101 38 1 0 2 00 7	TMDI/ADI (%)				
	国民全体(1 歳以上)	18. 2				
	幼小児 (1~6 歳)	35. 6				
	妊婦	17. 0				
	高齢者(65歳以上)	20. 4				
暴露評価	TMDI:理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake) ②短期暴露評価					
		Ⅱ)を算出したところ、一般(1 歳以 ┃				
		れぞれにおける摂取量は急性参照用量 				
	(ARfD)を超えていない ^{注)} 。					
		こおける最高残留濃度(HR)又は中央				
	値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調 査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算 出した。					
	 平成30年1月19日に在京大使館への説明を実施					
意見聴取の状況 	今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定					
答申案	別紙2のとおり。					

				*	\$考基2	生/古	
	基準値	基準値	登録	国際		<u> </u>	
食品名	金 年 恒 案	現行	有無	基準		表準値	作物残留試験成績等
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm
米(玄米をいう。)	0.02	0.05	0				<0.005(n=6)
	0.05	0.05		0.05			
大麦	0.05	0.05		0.05			
ライ麦	0.05	0.05		0.05			
とうもろこし	0.05	0.05		0.01			
そば スカルカサルギア	0.05			0.05			
その他の穀類	0.05	0.05		0.05			
大豆	0.5	0.5	0	0.5			
 小豆類 えんどう	$0.5 \\ 0.07$	0.5 0.07	0	$0.5 \\ 0.07$			
えんとり そら豆	0.07	0.07		0.07			
その他の豆類	0.5	0.5		0.5			
/ばれいしょ	6	0.02	\bigcirc	5	6.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験
				Ü	0.0	/NI	成績に基づき設定
さといも類(やつがしらを含む。) その他のいも類	0.02 0.02	0.02 0.02					【米国ばれいしょ<0.01(n=11)】 【米国ばれいしょ参照】
	0.02						
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5		0.3			【米国だいこんの根部(<0.01~ 0.11(n=6)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	20		20			【米国だいこんの葉部(0.47~ 11.3(n=6))】
かぶ類の根	0.5	0.5					【米国だいこんの根部参照】
かぶ類の葉	20	20					【米国だいこんの葉部参照】
西洋わさび クレソン	0.5 10	0.5 10		10			【米国だいこんの根部参照】
はくさい	10	2		10	2.0	米国	【米国キャベツ(0.03(#)~
	2				2.0	/NI	1.20(n=16))、ブロッコリー(0.10 ~
キャベツ	2	2	0	2			0.53(n=8))]
芽キャベツ	2	2			2.0	米国	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ケール	10	10			10	米国	【米国マスタードグリーン(0.06~
こまつな	10	10			10	米国	7.74(n=9))】 【米国マスタードグリーン参照】
きょうな	10	10			10	米国	【米国マスタードグリーン参照】
チンゲンサイ	10	10			10	米国	【米国マスタードグリーン参照】
カリフラワー	2	2	-	0.5	2.0	米国	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	10 10	2 10	申	0.7 10	2.0	米国	1.04,3.14,3.34(\$)
				10			
ごぼう	0.5	0.5					【米国だいこんの根部参照】
サルシフィー チコリ	0.5 30	0.5 30					【米国だいこんの根部参照】
エンダイブ	30	30			30	米国	【米国レタス(0.42(#)~4.63(#)(n=8)
							(結球部+外葉部)
							<0.02(#)~1.62(#)(n=8)(結球) 0.81~23.44(#)(n=6)(非結球))】
しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	30		40	30	米国	【米国レタス参照】
レタス(サフタ 采及びちしやを含む。) その他のきく科野菜	40 30	40 30	0	40 9	30	米国	【米国レタス0.42(#)~
CONTROL WITH A STATE OF THE STA	00	00		J		八日	4.63(#)(n=8)(結球部+外葉
							部),<0.02(#)~1.62(#)(n=8)(結 球),0.81~23.44(#)(n=6)(非結球),
							米国ほうれんそう1.9~16(n=11)】
************************************	0.5	0.5	0	0.5			
ねぎ(リーキを含む。)	7	7	0	0.0	7.0	米国	【米国たまねぎの葉部(0.17(#)~
にんにく	0.2	0.2	0				6.6(#)(n=3))】 【米国たまねぎの鱗茎<0.01~
	0.2						木国にまれるの解系(0.01/0 0.11(#)(n=9)]
にら	9	10	_	9			4.50.4.00
わけぎ その他のゆり科野菜	10 10	0.2 10	申	10			4.58,4.66
	10	L	L	10	L		

				着	考基	単値	
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm		外国 甚準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
にんじん	5	5	0	0.7			0.62,1.68(\$)
パースニップ パセリ	0.5 10	0.5 10		9			【米国だいこんの根部参照】 【米国パセリ(1.62~3.87)(n=4)】
その他のせり科野菜	20	20		9			【米国だいこんの葉部参照】
トマト	5	5	0	3			0.6(#),2.8(#)(ミニトマト)
ピーマン なす	5 1	5 1	0	0.3			0.64,1.98(\$) 0.404,0.468
その他のなす科野菜	1	1		1			
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	0	0.5			0.451(#),0.701(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり	0.5 0.5	0.5 0.5		0.5 0.5			
すいかメロン類果実	0.2 0.1	0.2 0.1	0				0.03,0.04 < 0.01.0.02
その他のうり科野菜	0.1	0.1		0.5			V0.01,0.02
ほうれんそう	30	30	0	30			
しょうが 未成熟えんどう	0.02 5	0.02 5		0.6			【米国ばれいしょ参照】 0.71,2.21(\$)
未成熟いんげん	5	5	Ō	0.6			0.734,1.60(\$)
えだまめ ************************************	5	5	0				1.7,2.8
その他の野菜 	60	10	〇・申	9			23.9(#),45.5(\$)(オリーブ葉),
みかん なつみかんの果実全体	0.1 10	0.1 10	0	10	10	米国	0.022,0.023 収穫後使用に係る作物残留試験
レモン	10	10	_	10	10	米国	成績に基づき設定収穫後使用に係る作物残留試験
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10		10	10	米国	成績に基づき設定収穫後使用に係る作物残留試験
グレープフルーツ							成績に基づき設定収穫後使用に係る作物残留試験
	10	10	0	10	10	米国	成績に基づき設定
ライム	10	10	0	10	10	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	10	0	10	10	米国	収穫後使用に係る作物残留試験 成績に基づき設定
りんご ^{※1}	5	5		5	5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験
西洋なし ^{※1}	5	5		5	5.0	米国	成績に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験
マルメロ ^{※1}	5	5		5	5.0	米国	成績に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験
びわ ^{※1}	5	5		5	5.0	米国	成績に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験
							成績に基づき設定
<i>もも*</i> 2	5	5		5	5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験 成績に基づき設定
ネクタリン ^{※2}	5	5		5	5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験 成績に基づき設定
あんず(アプリコットを含む。) ^{※2}	5	5		5	5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験 成績に基づき設定
すもも(プルーンを含む。) ^{※2}	5	5		5	5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
うめ	0.5	0.5	0	_		N/ E	0.032(#),0.142(#)(\$)
おうとう(チェリーを含む。) ^{※2}	5	5		5	5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験 成績に基づき設定
いちご	5	5	0	3			1.05~1.94(\$)(n=4)
ラズベリー ブラックベリー	5 5	5 5		5 5			
ブルーベリー	2	2		2		\/ =	[N/日本) 32 //0.05/23
ハックルベリー	2	2			2.0	米国	【米国ブルーベリー(<0.05(#)~ 1.70(n=8))】
その他のベリー類果実	5	5		5			
<i>ぶどう</i>	5	5	0	2			0.60, 2.68
キウィー ^{※1}	20	20		15	20	米国	収穫後使用に係る作物残留試験 成績に基づき設定
パパイヤ	5				5.0	米国	収穫後使用に係る作物残留試験 成績に基づき設定

				Ź	\$考基準	:値	
A D 4	基準値	基準値	登録	国際		· <u>IE</u> 小国	That Phreshuk, hotele
食品名	案	現行	有無	基準		準値	作物残留試験成績等 ppm
アボカド	ppm 5	ppm 0.4		ppm 0.4	5.0	ppm 米国	収穫後使用に係る作物残留試験
パイナップル	20	0.1		0.1	20	米国	成績に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験
マンゴー	5			2	5.0	米国	成績に基づき設定 収穫後使用に係る作物残留試験 成績に基づき設定
	15	5	申				5.68,8.05(#)(オリーブ果実)
ひまわりの種子	0.01	0.01		0.01			
綿実	0.05			0.05			
なたね その他のオイルシード	0.02 0.05	0.02 0.05		0.02	0.05	米国	【米国綿実(<0.05(#)(n=6))】
その他のナッツ類		0.2		0.2		714111	
	0.2			0.2			
その他のスパイス	10	10	0	1			3.77~4.32(n=4)(みかん果皮)
その他のハーブ	40	40	0	9			22.3,25.1(\$)(しそ葉)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01			
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01			
牛の脂肪 豚の脂肪	0.05 0.05	0.05 0.05		$0.05 \\ 0.05$			
あい脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05			0.05			
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05			
豚の肝臓	0.05			0.05			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05			
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05			
豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05 0.05	0.05 0.05		$0.05 \\ 0.05$			
牛の食用部分 豚の食用部分	0.05 0.05	0.05 0.05		$0.05 \\ 0.05$			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05			
乳	0.01	0.01		0.01			
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01			
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05			
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05			
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05			
					ļ		
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05			
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05			
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01			
無介類	0.01	0.01		0.01			【推:0.040】
杰刀 規	0.04	0.04					[7]在.0.040

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートトレランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案につ いては、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内において農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示してい

- (#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留濃度であることを示している。 ※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウィーの基準値については、果実全体に適用するものとする。

- ※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも及びおうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

フルジオキソニル

フルジオキソニル		1
	残留基準値	
食品名		
	ppm	
米(玄米をいう。)	T T	今回基準値を設定するフルジオキソニルとは、農
小麦	0.05	産物及び魚介類にあってはフルジオキソニルの
大麦	0.05	■みをいい、
ライ麦	0.05	■マン・フ・フ・フ・ス・ストー・フレーカー フェカラカト・フ 四級 T L こうかい MM コ サモ を
とうもろこし	0.05	代謝物をフルジオキソニルに挽賃1.たものの和を
そば	0.05	いう
その他の穀類 ^{注1)}	0.05	
大豆		注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小
小豆類 ^{注2)}		麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のも のをいう。
えんどう そら豆		注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
でら 立 その他の豆類 ^{注3)}		豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及
ばれいしょ	6	びバンノズを今まり
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	
その他のいも類 ^{注4)}		注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	
かぶ類の根	0.5	
かぶ類の葉		注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれ
西洋わさび		いしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこん
クレソン はくさい	10	にやくいも以外のものをいう。
キャベツ	$\frac{2}{2}$	
芽キャベツ	2	
ケール	10	
こまつな	10	
きょうな チンゲンサイ	10	 注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科
カリフラワー		
ブロッコリー	10	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつ
ごぼう	0.5	な、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコ リー及びハーブ以外のものをいう。
サルシフィー	0.5	
チコリ	30	
エンダイブ	30	
しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコ
との他のきく科野菜 ^{注6)}		リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
たまねぎ	0.5	のものをいう。
たまねさ ねぎ(リーキを含む。)	7	
にんにく	0.2	
にら	9	
わけぎ		注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のう
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	10	ち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん	5	
パースニップ	0.5	
パセリ	10	

]
	残留基準値	
食品名		
XIII I	nnm	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	ppm 20	▲ 注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のう
トマト	5	ち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつ
ピーマン	5	ば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
なす	1	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	1	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜の
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	うち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
しろうり	0.5	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.1	
その他のうり科野菜 ^{注10)}		注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類
ほうれんそう	30	甲宝ひびよくもるりひかのものないる
しょうが	0.02	
未成熟えんどう 未成熟いんげん	5	 注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
未成熟いんけん えだまめ		てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
	5	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
その他の野菜 ^{注11)}		野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、
みかん		未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
なつみかんの果実全体		こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	 注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
オレンシ(ホーノルオレンシを占む。) グレープフルーツ		類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
ライム		の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}		ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
りんご ^{※1}	5	のものをいう。
りんこ 西洋なし ^{※1}	5	
マルメロ ^{※1}	5	
びわ ^{*1}	5	
\$6**2	5	
もも ネクタリン ^{※2}	5	
^/ククク~ あんず(アプリコットを含む。) ^{※2}	5	
かんり (アフラーラーで 百七。) すむむ (プルーンを今ま) *2	5	
すもも(プルーンを含む。) ^{※2} うめ	0.5	
ょうとう(チェリーを含む。) ^{※2}	5	
いちご	5	
ラズベリー	5	
ブラックベリー	5	注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果
ブルーベリー	2	実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブ
ハックルベリー	2	ルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のよった。
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5	のものをいう。
<i>ぶど</i> う	5	
キウィー ^{※1}	20	 注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんき
イソイー パパイヤ		つ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメ
アボカド	5	ロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、
パイナップル		おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
マンゴー	5	ウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア
その他の果実 ^{注14)}	15	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及 びスパイス以外のものをいう。
5 10 - 71-20		ロンハハイへ込みでのものでいり。

		1
	残留基準値	
食品名		
	ppm	
ひまわりの種子	0.01	注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシード」とは、オイルシーのます。 ひまたの はっかい かまえ ごよの様え ごとばる
綿実	0.05	のうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばれ種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものを
なたね その他のオイルシード ^{注15)}	0.02	j.
		 注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうむ
その他のナッツ類 ^{注16)} その他のスパイス ^{注17)}	10	ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ
その他のハーブ ^{注18)}	40	外のものをいう。
での他のハーノー		3+17) [7,040 07 0 /7 1] 1 7 2 17 0 /7 0 ×2
牛の筋肉	0.01	注17) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち 西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがら
豚の筋肉 スの他の味は吐剤 短に見せて動物注19)の飲肉	0.01	西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらパプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.01	皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものを
牛の脂肪 150 151	0.05 0.05	」。 注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、:
豚の脂肪 マの他の味味味到 海に見立て動物の吹吐	0.05	ソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		びセロリの葉以外のものをいう。
牛の肝臓 豚の肝臓	0.05 0.05	 注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」と
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以
牛の腎臓	0.05	のものをいう。
下の腎臓 スの体のははは14%を1×目よって14~の腎臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	
牛の食用部分 ^{注20)} 豚の食用部分		注20)「食用部分」とは、食用に供される部分の ち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	
乳	0.01	
 鶏の筋肉	0.01	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、奚
その他の家きん ^{注21)} の筋肉		外のものをいう。
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウィの基準値については、果実全体に適用するも
		レナフ
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05	
鶏の食用部分		※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも及びおうの基準値については、種子を除いた果実全体
その他の家きんの食用部分		適用するものとする。
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	0.04	

フルジオキソニル (Fludioxonil)

審議の対象	食品添加物としての使用基準の改正
経緯	事業者からの要請により使用基準の改正を行うもの
構造式	HN CN F
用途	防かび剤
概要	フルジオキソニルは、フェニルピロール系の化合物であり、糸状菌の原形質膜に作用し、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害することにより殺菌効果を示す。
諸外国での状況	(1) FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)の評価 2004年にフルジオキソニルの一日摂取許容量(ADI)を 0.37mg/kg体重/日としている。 (2) 諸外国の使用状況 米国では、収穫前の農薬として、収穫前の農薬として、豆類、かんきつ類、綿実等に使用されている。また、収穫後の防かびを目的として、パイナップル、塊茎及び球茎状野菜 ¹ 、アボカド等のトロピカルフルーツに対し、それぞれ 20ppm、6.0ppm、5.0ppm の残留基準で使用が認められている。 欧州連合(EU)では、収穫前の農薬として、ぶどう、いちご、トマト等に使用されている。
食品安全委員会における	フルジオキソニルの一日摂取許容量を 0.33 mg/kg 体重/
食品健康影響評価結果	日、急性参照用量を 2.5 mg/kg 体重と設定する。
摂取量の推計	国民平均、小児(1~6歳)、妊婦及び高齢者(65歳以上)の推定摂取量 ² は、それぞれ1350µg/人/日、907µg/人

 $^{^1}$ 米国の作物分類において、サブグループ 1 C とされているもので、さといも、ばれいしょ、さつまいも等を含む。

²本推定摂取量の算定は、農薬として使用した部分は登録されている又は申請された使用方法からフルジオキソニルが最大の残留を示す使用条件で、全ての適用作物に使用され、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。また、畜産物における推定摂取量の算定には、各試料の最大残留値を用いたとされている。

	/日、1250µg/人/日及び 1440µg/人/日で、食品安全委員会
	において設定された ADI に対する割合は、7.4%、16.7%、
	6.5%及び7.8%となっている。
使用基準案 (傍線部分は改正部分)	フルジオキソニルは、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類(みかんを除く。)、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご以外の食品に使用してはならない。 フルジオキソニルは、フルジオキソニルとして、キウィー及びパイナップルにあってはその1kg(パイナップルにあっては冠芽を除く。)につき0.020g、かんきつ類(みかんを除く。)にあってはその1kgにつき0.0060g、アボカド、あんず、おうとう、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パパイヤ、びわ、マルメロ、マンゴー、おも及びりんごにあってはその1kg(アボカド、あんず、おうとう、すもも、ネクタリン、マンゴー及びももにあっては種子を除く。)につき0.0050gを、それぞれ超えて残存
	しないように使用しなければならない。
成分規格案	成分規格は既に設定されている。本使用基準改正において変更の必要はない。
	平成30年1月19日に在京大使館への説明を実施
意見聴取の状況	平成 30 年 3 月 5 日~平成 30 年 4 月 3 日でパブリックコ
	メントを実施中
	今後、WTO 通報を実施する予定
答申案	

答申 (案)

フルジオキソニルの添加物としての使用基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準 (案)

フルジオキソニルは<u>、アボカド</u>、あんず、おうとう、かんきつ類(みかんを除く。)、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン<u>、パイナップル、パパイヤ、ばれいしょ</u>、びわ、マルメロ<u>、マンゴー</u>、もも及びりんご以外の食品に使用してはならない。

フルジオキソニルは、フルジオキソニルとして、キウィー及びパイナップルにあってはその $1 \log ($ パイナップルにあっては冠芽を除く。) につき $0.020 \operatorname{g}$ 、かんきつ類 (みかんを除く。)にあってはその $1 \log ($ につき $0.010 \operatorname{g}$ 、ばれいしょにあってはその $1 \log ($ につき $0.0060 \operatorname{g}$ 、アボカド、あんず、おうとう、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パパイヤ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごにあってはその $1 \log ($ アボカド、あんず、おうとう、すもも、ネクタリン、マンゴー及びももにあっては種子を除く。)につき $0.0050 \operatorname{g}$ を、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

清涼飲料水の規格基準の改正について

1. 経緯

「清涼飲料水」は昭和34年に「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の第1食品の部D各条において規定され、必要に応じ所要の見直しが行われてきた。

平成 14 年、コーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会(以下「部会」という。)において清涼飲料水の規格基準の改正について審議し、平成 15 年の内閣府食品安全委員会の発足とともに、化学物質 48 項目等について食品健康影響評価を依頼した。

その後、平成 21 年より食品健康影響評価の結果が得られた物質等について順次部会において審議し、平成 26 年 12 月に、それまで審議された物質等について成分規格を改正した。このとき、食品健康影響評価が未答申であること等から部会で審議しなかった物質については、食品安全委員会からの答申状況を踏まえ、規格基準の改正を行うこととした。

今般、新たに食品安全委員会からの答申があった物質に係る清涼飲料水の規格基準の改正について、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長宛てに平成28年11月21日付け及び平成29年9月20日付けで諮問され、平成28年11月29日、平成29年2月23日及び平成29年9月22日に部会で審議された。

2. 審議の結果

「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」及び「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」並びに「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の化学物質等について、平成22年12月14日開催の部会で決定した「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」を考慮し、別紙に示す改正案のとおり改正することが妥当である。

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの化学物質等の成分規格

(単位: mg/L)

物質名	現行基準値	改正案
セレン	0. 01	0. 01
ヒ素	0. 05	<u>0. 01</u>
フッ素	2	2
ホウ素	ホウ酸として 30	<u>5</u>
マンガン	2	<u>0. 4</u>
アンチモン	基準値なし	<u>0. 005</u>
亜鉛	5	<u>基準値なし</u>
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10
亜硝酸性窒素	基準値なし	<u>0. 04</u>

[※]下線部は現行の基準値と値が異なるもの。

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの化学物質等の成分規格

(単位:mg/L)

物質名	現行基準値	改正案
セレン	0. 01	0. 01
ヒ素	0.05	<u>0. 01</u>
フッ素	2	2
ホウ素	ホウ酸として 30	<u>5</u>
マンガン	2	<u>0.4</u>
アンチモン	基準値なし	<u>0. 005</u>
亜鉛	5	<u>基準値なし</u>
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10
亜硝酸性窒素	基準値なし	<u>0. 04</u>

[※]下線部は現行の基準値と値が異なるもの。

ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の製造基準

(単位:mg/L)

物質名	現行基準値	改正案
鉄	0. 3	基準値なし
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	<u>基準値なし</u>

[※]下線部は現行の基準値と値が異なるもの。

(参考)

これまでの経緯

平成 15 年 7 月 1 日 内閣府食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼

平成 21 年~ 答申が得られた物質等について随時改正

平成 28 年 11 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会開催

平成 29 年 2 月 23 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会開催

平成 29 年 9 月 22 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会開催

●薬事 食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員名簿

氏 名	לתויכ†	所属・役職
明石真言	アカシ マコト	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構執行役
浅 見 真 理	アサミ マリ	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
阿部郁朗	アヘ゛ イクロウ	東京大学大学院薬学系研究科天然物化学教室教授
畝山智香子	ウネヤマ チカコ	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
大前 和幸	オオマエ カス゛ユキ	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
小川 久美子	オカ゛ワ クミコ	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
苅 田 香 苗	カリタ カナエ	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
阪口雅弘	サカク゛チ マサヒロ	麻布大学獣医学部獣医学科微生物第一研究室教授
下村 吉治	シモムラ ヨシハル	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
寺 嶋 淳	テラシ゛マ ジ゛ュン	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
二村睦子	フタムラ チカコ	日本生活協同組合連合会組合員活動部長
堀端薫	ホリハ゛タ カオリ	女子栄養大学給食システム研究室准教授
渡辺麻衣子	ワタナヘ゛ マイコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第三室長

※所属・役職は平成29年9月22日部会開催時のもの